

滋賀県地域版道路啓開計画 (案)

令和7年(2025年)3月
滋賀県 土木交通部 道路保全課

目次構成

1. 用語の定義

2. 総則

- 2-1 滋賀県域道路啓開計画
- 2-2 滋賀県地勢
- 2-3 滋賀県地域版道路啓開計画
策定背景・主旨

3. 前提条件

- 3-1 県域計画の位置付け
- 3-2 地域版計画の位置付け
- 3-3 計画の発動基準
- 3-4 対象とする地震
- 3-5 対象とするエリア

4. 基本的な考え方

- 4-1 被害想定
- 4-2 道路啓開の概要
- 4-3 計画の目標（県域版）
- 4-4 計画の目標（地域版）
- 4-5 応援・受援体制

5. 啓開ルート計画

- 5-1 対象地域の選定
- 5-2 ルート選定の考え方
（県域計画）
- 5-3 ルート選定の考え方
（地域版計画）
- 5-4 地域版計画の特性

6. 啓開作業計画

- 6-1 基本事項
- 6-2 地域版計画

7. 継続的な取り組み

- 7-1 計画の見直し
- 7-2 道路啓開訓練

■管内別地域版道路啓開図

- ☐ 大津土木事務所管内
- ☐ 南部土木事務所管内
- ☐ 甲賀土木事務所管内
- ☐ 東近江土木事務所管内
- ☐ 湖東土木事務所管内
- ☐ 長浜土木事務所管内
- ☐ 長浜土木事務所
木之本支所管内
- ☐ 高島土木事務所管内

■参考資料

- ☐ 関係法令
- ☐ 関係資料
- ☐ 関係様式

◆計画策定・改定履歴



1. 用語の定義①

用語	定義
道路啓開	緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう
災害対策本部	災害時に、近畿地方整備局、県、市町等にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織
災害協定業者	災害時に、近畿地方整備局、県、市町等を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業者を指す。
主要拠点	人命救助及び、緊急物資輸送のために災害時にアクセスすべき拠点である。人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後から必要な施設、県・市町の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している
基幹ルート	救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通機能を有している、また、主要拠点への進出ルートへのアクセスが容易であるルート。災害後、迅速に安全性を確認するルート
進出ルート	基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート
地域ルート	本計画において位置付ける、山間集落の孤立解消のためのルート
啓開ルート	上記の「基幹ルート」、「進出ルート」および「地域ルート」を総称して「啓開ルート」という
タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画



1. 用語の定義②

用語	定義
緊急交通路	大規模災害が発生した場合（もしくはまさに発生しようとしている場合）災害応急対策を迅速円滑に実施するため、災害対策基本法の規定により、公安委員会が道路の区間を指定して、その区間における緊急通行車両当以外の車両について、通行の禁止又は制限を行う路線
緊急交通路指定候補路線	災害対策基本法76条第1項の規定により、緊急通行車両等以外の車両をの通行を禁止、または制限を予め予定している路線または区間
災害時における車両の移動等	道路管理者は、車両の通行停止等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条第6項の規定により、管理する道路の区間を指定し、当該車両の所有者に対し、車両を道路外へ移動することを命令することができる
孤立集落	本計画では、中山間地域等の集落散在地域において、地震 災害時に道路交通等による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能な状態とする
集落散在地域	本計画では、主に山場の農業集落に見られる形態で、家がいくつかの谷あいに分かれ、家と家とがばらばらに分布しているような状態の集落とする

2. 総則

2-1 滋賀県域道路啓開計画

滋賀県域道路啓開計画より

道路啓開に係る取組の全国的な動向

- 東日本大震災では、過酷な活動環境の下での迅速かつ的確な初動対応が求められたが、震災直後から速やかに展開された「道路啓開」が救助・救援活動等に大きく貢献した。
- 近畿管内では、南海トラフ地震による被害が想定される3府県（和歌山県・大阪府・兵庫県）にて、「協議会・ワーキング」を設立の上、道路啓開計画を作成し、運用している。
- 令和6年6月の防災基本計画の修正において、国は関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画（雪害、火山災害含む）を作成することが義務づけられた。

滋賀県での検討主旨

- 琵琶湖西岸断層帯地震をはじめとする大規模災害を考慮した迅速な道路啓開を可能とする体制の構築が求められる。
- 大規模災害時においても早期に緊急輸送道路等の機能を確保するため、滋賀県域の道路管理者及び交通管理者間で情報共有・連携する体制の構築を目的とし、道路法28条の2に基づいた、「滋賀県域道路啓開計画策定ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」と称す）を設立する。
- ワーキンググループの関係各者の協働により、道路啓開の考え方や対応、連絡体制等を検討し、発災時の救助・救援を支える「道路の啓開」を迅速・適切に行うことのできる道路啓開計画（案）を策定する。



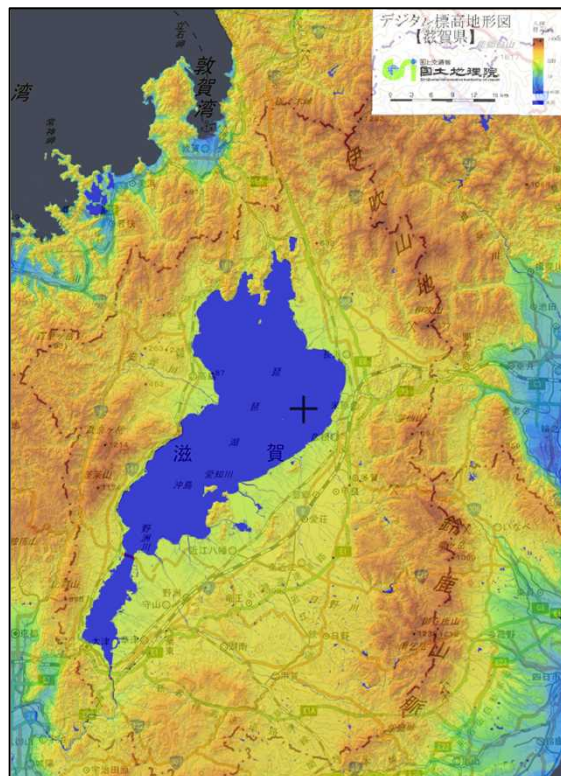
2. 総則

2-2 滋賀県の地勢

地形・土地利用・断層帯

本県は周囲を伊吹、鈴鹿、比良など 1,000mを超える高い山々に囲まれており、琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくり、近江盆地を形成しています。

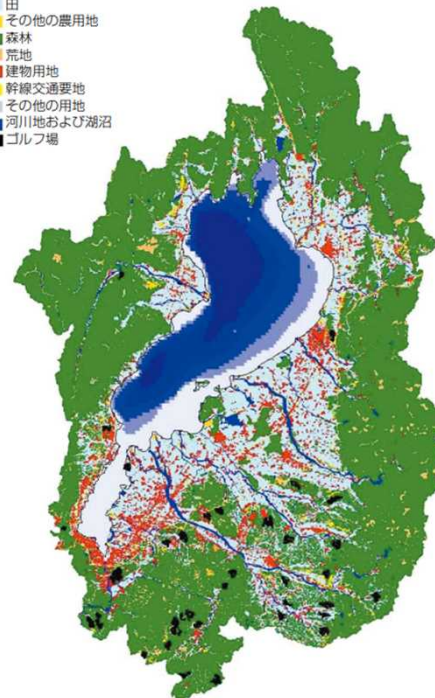
また、近江盆地を中心に宅地が多くみられるが丘陵地においても農業集落等が分散しています。さらに、県土を囲うようにいくつもの断層帯があり、これらの活断層による直下型地震により、甚大な被害が発生する恐れがあります。



出典 国土地理院より

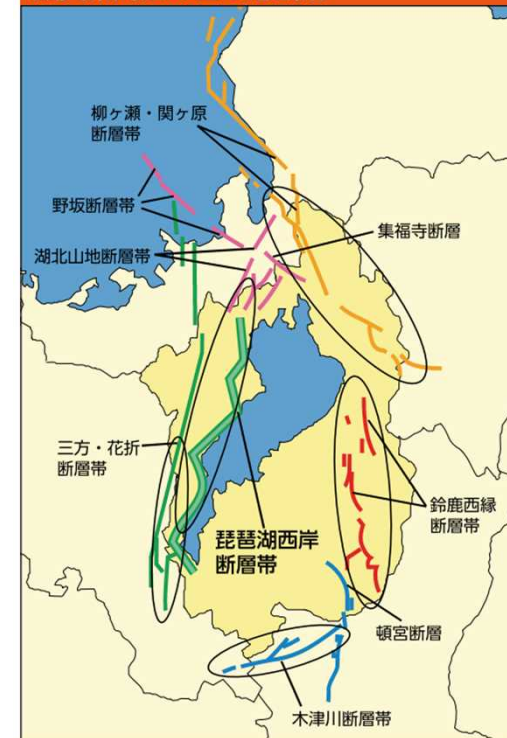
●土地利用の状況

- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 幹線交通要地
- その他の用地
- 河川地および湖沼
- ゴルフ場



出典 滋賀の環境より

滋賀県周辺の主な活断層



出典 滋賀県地震防災ブックより

2. 総則

2-3 滋賀県地域版道路啓開計画 策定背景・主旨

地域版計画策定背景

- 令和6年9月に、滋賀県域道路啓開計画（以下、県域計画）が策定
 - 県域計画においては、「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」の道路啓開を目標としている
 - 「基幹ルート」は、自動車専用道路、一般国道等からの選定を基本として選定
 - 主要な路線の啓開計画は定められたものの、中山間地等への救援ルートの確保も必要
 - 能登半島地震においても、一部の地域で孤立集落の発生などが課題として顕在化
- ➡これらを踏まえ、主要な路線の啓開計画とともに、「中山間地等の集落散在地域への救援ルート」を確保するための計画の必要性が考えられた

地域版計画策定主旨

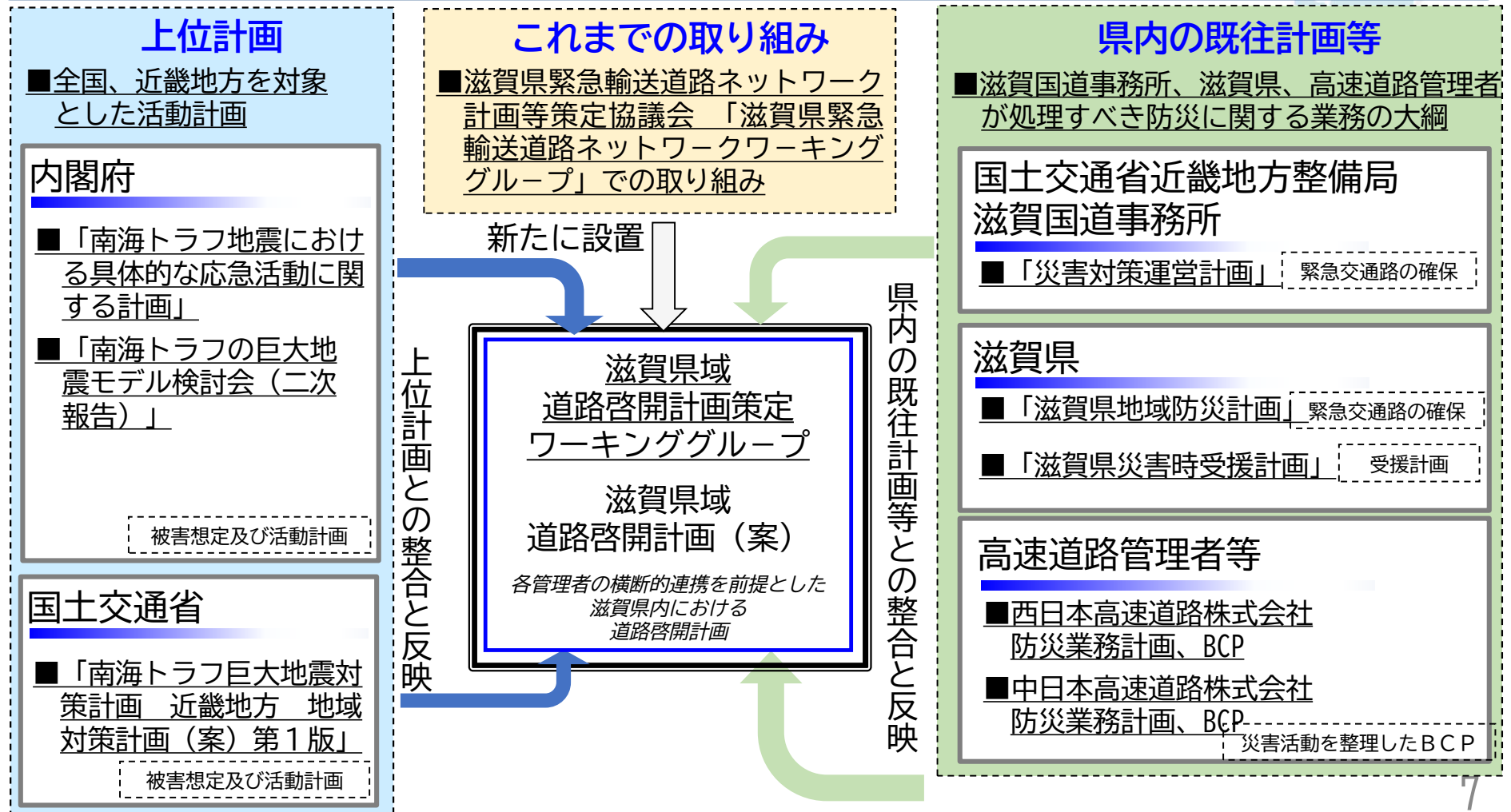
- 背景を踏まえ、「中山間地等の集落散在地域への救援ルート」を確保する滋賀県地域版道路啓開計画（以下、地域版計画）を定めようとするもの
 - 地域道路の骨格を担う県道を基本に救援ルートを選定し、県が独自に地域の道路啓開計画を定める
 - 計画に定めるに当たっては、県内地域の特性や課題を整理する必要がある
- ➡これらを踏まえ、県内地域毎の被災リスクや集落孤立の可能性および救援ルートとしてのポテンシャルを確認し、計画としてとりまとめる必要がある

3. 前提条件

3-1 県域計画の位置付け

滋賀県域道路啓開計画より

- 上位計画や県内の既往計画との整合に留意しつつ、各管理者の横断的な協働・連携を前提とした道路啓開計画の策定を推進。





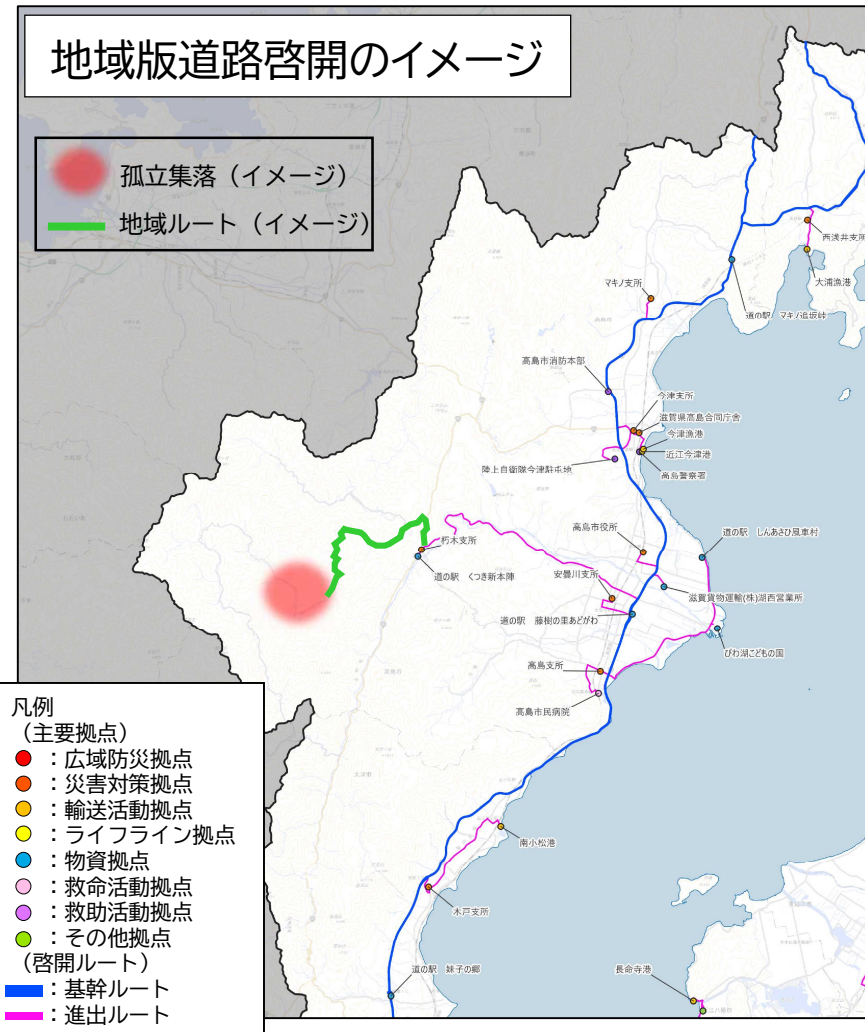
3. 前提条件

3-2 地域版計画の位置付け

➤ 地域版計画は、県域計画を踏まえ、中山間部や孤立集落に着目した計画として位置付け

地域版道路啓開のイメージ

- 孤立集落 (イメージ)
- 地域ルート (イメージ)



能登半島地震を踏まえ、中山間地へのアクセス確保や、孤立集落の発生に対応する計画として定めるもの

令和6年能登半島地震 能登半島 道路の緊急復旧の状況

令和6年1月7日(日)
7時00分時点

- 1/4から国道249号の緊急復旧に着手。24時間体制を構築し、海側の国道249号の復旧に向け、(一社)日建連により緊急復旧作業を順次実施。
- 沿岸部では被災箇所が多数確認されているため、自衛隊と連携し、内陸からくしの島状の緊急復旧も進めており、既に5方向で沿岸部へ通路を確保

緊急復旧の進捗率

半島内の 主要な幹線道路	約6割
3市町 沿岸部	約2割

孤立地区数の推移

1月5日8時	33地区
1月7日7時	21地区





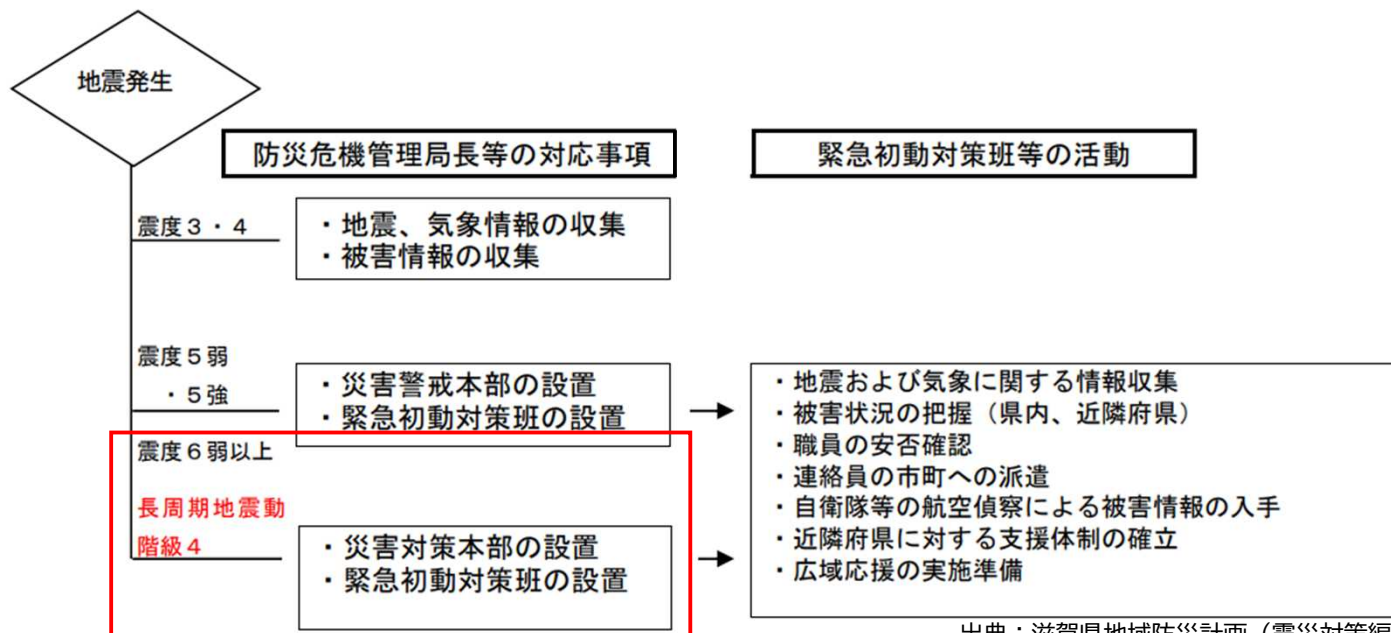
3. 前提条件

3-3 計画の発動基準

滋賀県域道路啓開計画より

「県域計画」、「地域版計画」は、滋賀県域において震度6弱以上の震度が観測された場合、または長周期地震動階級4が観測された場合に運用。

【地震発生初期の措置】



出典：滋賀県地域防災計画（震災対策編）

■道路啓開計画の停止基準

滋賀県の災害対策本部の廃止基準に準ずる。

※ただし、滋賀県域において道路啓開がすべて完了した場合等は、必要に応じて滋賀県庁に設置した道路啓開一元化窓口を一時的に解散する場合がある。

（理由）

人命救助の「72時間の壁」を意識して、緊急輸送道路等の道路啓開を完了させることを目標としているが、引き続き、断続的に発生する余震等により、救助・救援ルートを確保する必要があることを想定し、滋賀県の災害対策本部が廃止されるまでとする。

3. 前提条件

3-4 対象とする地震

滋賀県域道路啓開計画より

- 滋賀県で甚大な被害が想定される「琵琶湖西岸断層帯」を優先し、道路啓開計画策定に取り組む。
- その後、滋賀県に影響を及ぼすその他の地震等に対する計画の検討を想定。

想定される大規模災害

滋賀県で甚大な被害が想定される地震を優先

琵琶湖西岸断層帯
(想定M=7.8/大津市、草津市等で震度7)

道路啓開の基本的考え方

啓開ルート（進出ルート）等選定

関係機関の連携体制・方法

各機関の行動計画（タイムライン）

道路啓開計画作成

その他の滋賀県に被害を及ぼす災害
(その他の地震等)

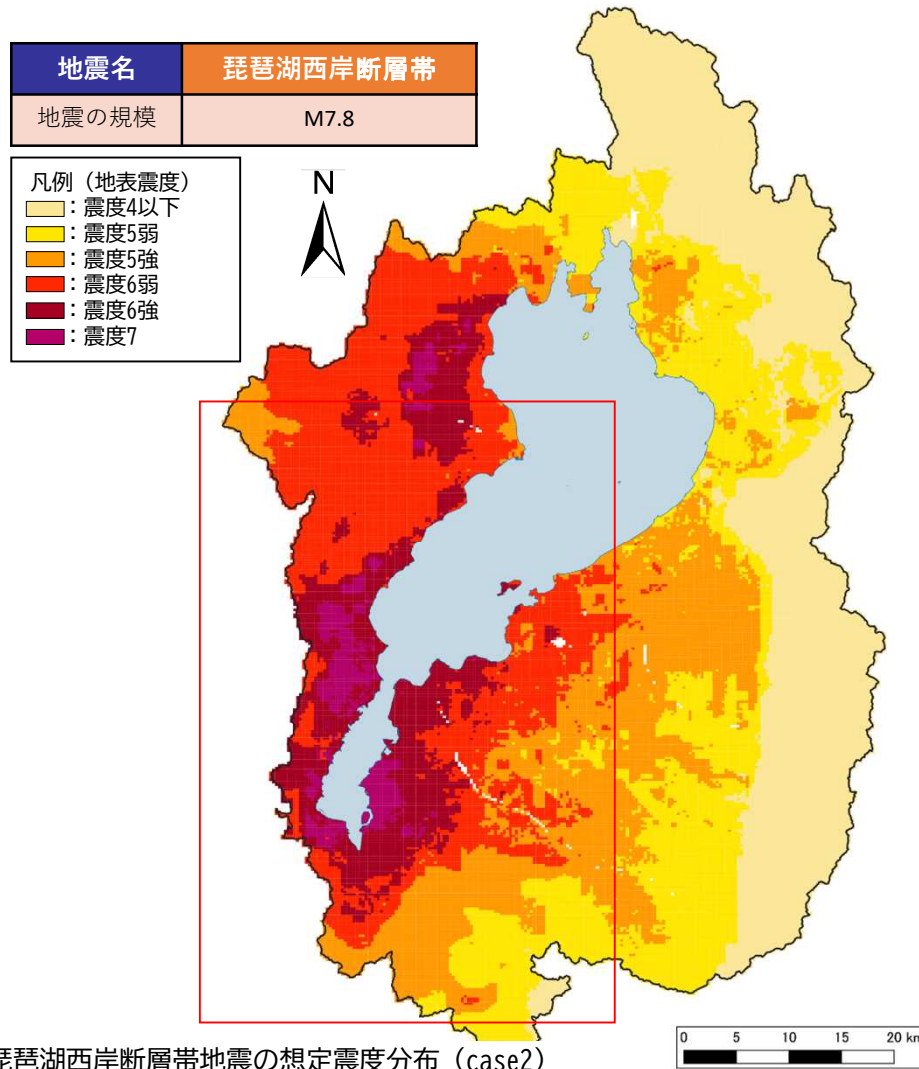
その他の地震等については、
琵琶湖西岸断層帯の計画作成後に、
同ワーキンググループで引き続き検討するこ
とを想定。



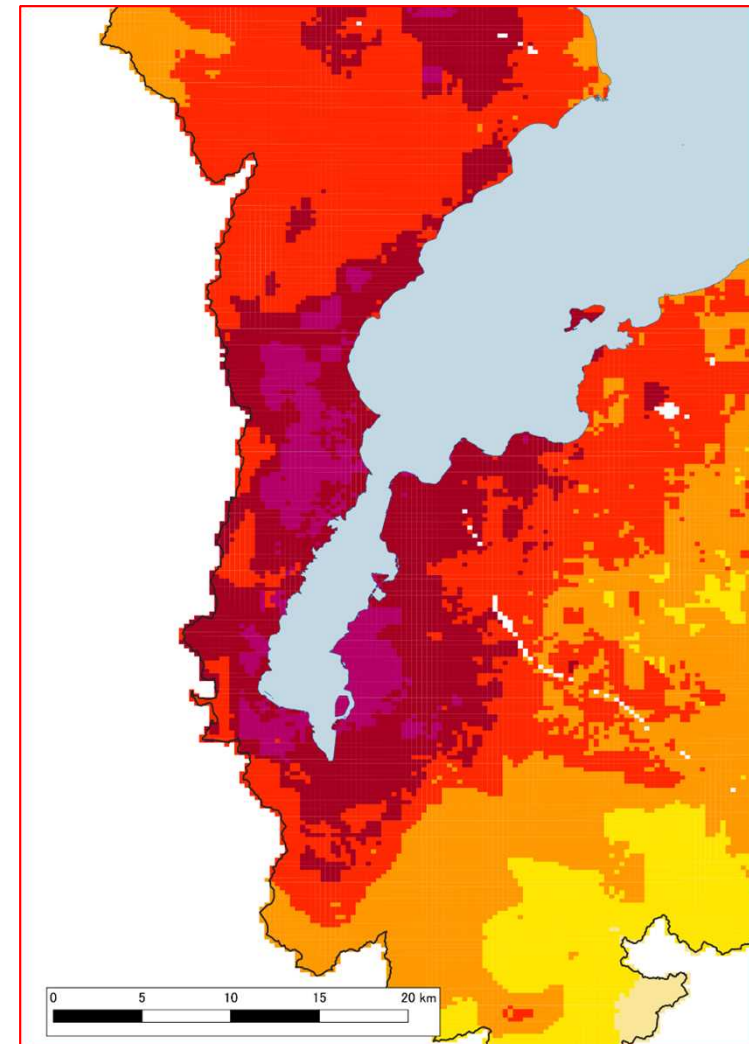
3. 前提条件

3-5 対象とするエリア

被害想定は、「滋賀県地震被害想定（平成26年3月）」（滋賀県）を採用



大津・南部地域拡大

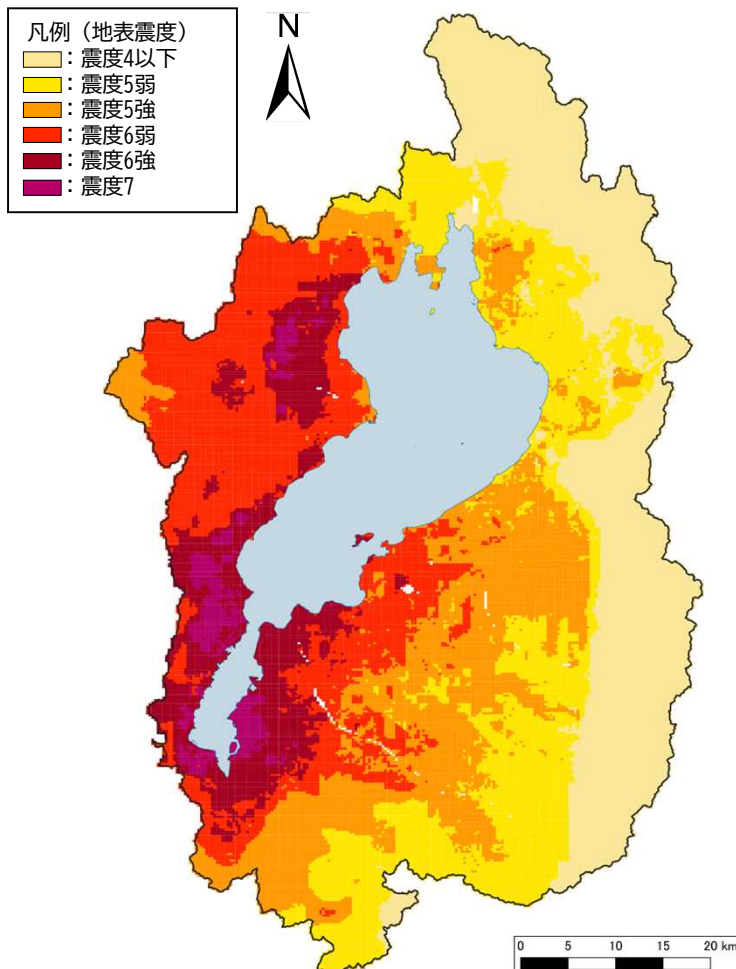


4. 基本的な考え方

4-1 被害想定

琵琶湖西岸断層帯の最大震度は7。

震度7は大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、近江八幡市、高島市と広域に分布。



琵琶湖西岸断層帯地震の被害想定※1

断層名		琵琶湖西岸断層帯		
ケース		南部から断層破壊（case2）		
発生時刻		夏正午	冬夕方	冬深夜
最大予測震度		震度7		
人的被害	死者（人）	1,384	1,992	2,182
	負傷者（人）	13,515	17,199	21,039
	うち重傷者（人）	1,117	1,439	1,742
建物被害	全壊棟数（棟）	38,504		
	半壊棟数（棟）	83,856		
	全焼棟数（風速8m./s）（棟）	76	3,818	32

※1 出典：滋賀県「滋賀県地震被害想定」（平成26年3月）

4. 基本的な考え方

4-2 道路啓開の概要

滋賀県域道路啓開計画より

- 緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを通行可能にすることをいう。
- 大規模災害では、応急復旧の前に救援ルートを確保する道路啓開が必要となる。



道路啓開の位置づけ～発災から復興までのフロー

出典：国土交通省ホームページ

がれき等の
除去



道路啓開



橋梁段差の
解消



4. 基本的な考え方

4-3 計画の目標（県域計画）

滋賀県域道路啓開計画より

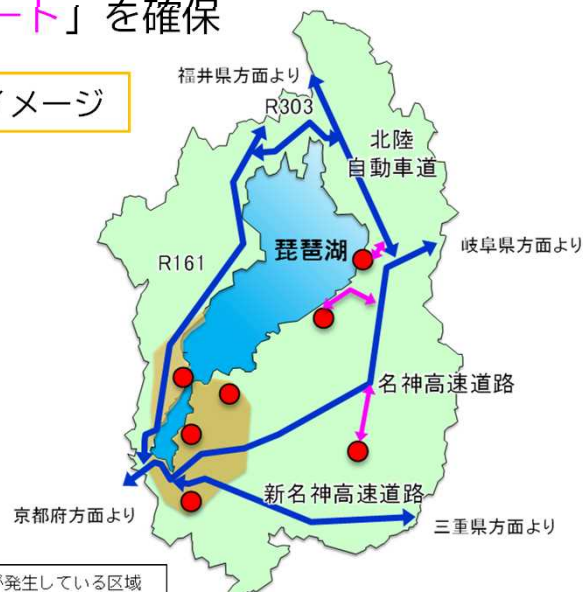
- 人命救助を目指した救助・救援ルートを確認するため、発災後概ね72時間以内に「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」の道路啓開の完了を目標。
- しかしながら、東日本大震災では、道路啓開が概ね完了するまで7日間を要したことから、被災の状況によっては、72時間以降も道路啓開を継続する場合がある。

【STEP1⇒24時間以内概ね完了目標】

各方面から大津市等へ向かう「**基幹ルート**」を確保（安全性を確認）

甚大な被害が発生していない区域の「**主要拠点への進出ルート**」を確保

STEP1のイメージ



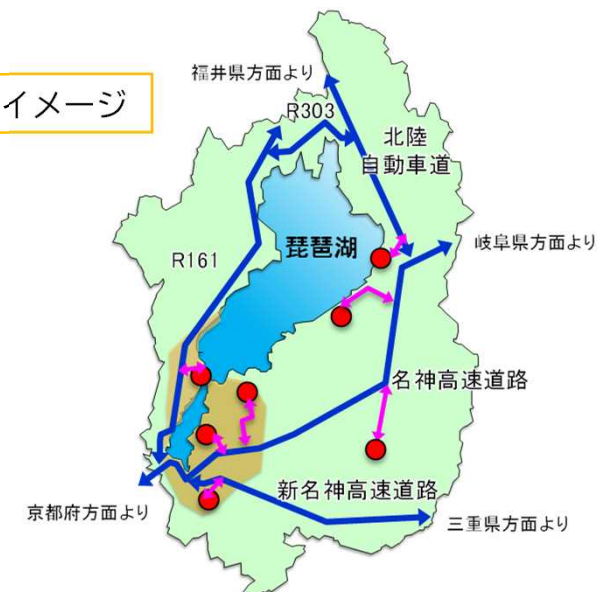
- : 甚大な被害が発生している区域
- : 主要拠点
- : 基幹ルート
- : 主要拠点への進出ルート

【STEP2⇒72時間以内概ね完了目標】

甚大な被害が発生している区域の「**主要拠点への進出ルート**」を確保

（必要に応じて迂回路を確保）

STEP2のイメージ



基幹ルート：救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート（自動車専用道路等で設定）
主要拠点への進出ルート：基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート（一般国道、県道、市道等で設定）
 ※上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

4. 基本的な考え方

4-4 計画の目標（地域版計画）

➤ 県域計画においては、主要拠点への進出ルート確保を、「72時間以内概ね完了目標」としている。
 しかしながら、道路啓開が概ね完了するまで、東日本大震災では7日間を要した。
 能登半島地震では、孤立集落の実質的な解消に2週間以上を要した。
 そのため、被災の状況によっては72時間以降も道路啓開を継続する場合もあるため、時間目標は概ねとする。

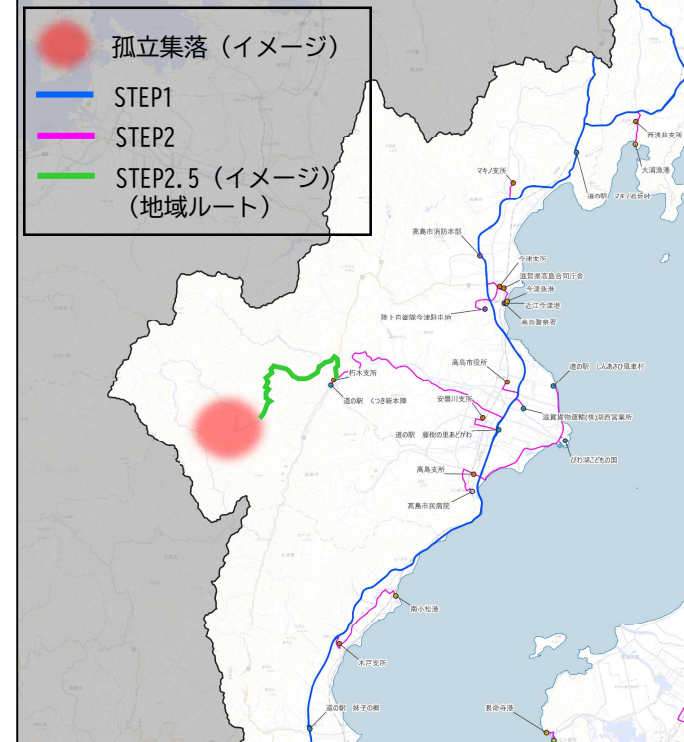
【STEP2.5（地域ルートの啓開）⇒概ね72時間以内完了目標】

中山間等において集落の孤立が発生している地域へアクセスする「**地域ルート**」を確保
 （状況に応じて、STEP2より優先もしくは並行してルート確保）



出典 国土交通省HPより

地域版道路啓開のイメージ



4. 基本的な考え方

4-5 応援・受援体制

➤「滋賀県災害時受援計画」による『広域相互応援協定』に基づき、災害時の応援・受援体制を構築する。

滋賀県災害時受援計画

□大規模災害等により県内で大きな被害が発生した場合には、政府現地対策本部等が設置されるとともに、全国知事会、関西広域連合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会等、広域応援組織のほか、ボランティアやNPOなど多様な団体・組織から人的・物的支援が行われる。

受援計画における、主な広域相互応援協定

【全国知事会】

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書

近畿県ブロック
中部知事会ブロック

【中部9県1市】

災害時の応援に関する協定書

滋賀県が応援を要請する
主たる応援県（1位三重県、2位福井県、3位岐阜県）

【関西広域連合構成府県】

近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定

近畿2府7県

滋賀県



5. 啓開ルート計画

5-1 対象地域の選定

➤本計画は、県域計画を踏まえて中間地や孤立集落に着目した計画であるため
それを踏まえて、対象地域の選定における考え方を整理する

孤立集落の定義

□本計画では、中山間地域等の集落散在地域において、
地震 災害時に道路交通等による外部からのアクセスが
途絶し、人の移動・物資の流通の面で困難となり、住民
生活が困難もしくは不可能な状態とする

中山間地等の集落散在地域の定義

□本計画では、主に山場の農業集落に見られる
形態で、家がいくつかの谷あいに分かれ、家と
家とがばらばらに分布しているような状態の集
落とする

対象地域選定の考え方

□山間部や谷あいの地域であり、アクセスルートが1～2本程度に限られるような地域を選定
なお、アクセスルートが限られていても、地震災害時等に通行可能であると判断できれば対象地域から除外

5. 啓開ルート計画

5-2 ルート選定の考え方（県域計画）

滋賀県域道路啓開計画より

- 地震被害想定を踏まえ、内閣府の緊急輸送ルート、緊急輸送道路、緊急交通路指定候補路線等との整合を考慮して啓開すべき道路を選定。
- 道路の大規模被災（落橋や大規模な段差発生等）により、早期（72時間以内）に復旧が困難な場合については、迂回路を検討。

■基幹ルート：

<選定の観点>

- ①救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通機能を有していること
- ②地震による被害が小さく、早期（24時間以内）に安全確認が可能なこと
- ③「主要拠点への進出ルート」へのアクセスが容易であること

■主要拠点への進出ルート：

<選定の観点>

- ①目的地（主要拠点）までのアクセスが容易であること
- ②啓開作業効率を考慮し、幅員が広いこと、地震による被害が小さいこと など

5. 啓開ルート計画

5-3 ルート選定の考え方（地域版計画）

- 県域計画を踏まえ、集落の孤立が発生しうる地域へのアクセスルートを選定
- アクセスルートの被災想定量により、早期（概ね72時間以内）に啓開が困難と考えられる場合は、代替路も含めて地域ルートに指定することも検討
発災時には地域までの到達時間を評価したうえで、いずれかのアクセスルートを啓開する

■地域ルート：

<選定の観点>

- ① 目的地（本計画における救援対象地域）まで到達できること
- ② 一定の幅員を有すること、啓開作業量が比較的軽量であること
- ③ 目的地までの代替路がない、もしくは少ないこと
- ④ 「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」からのアクセスが容易であること など

5. 啓開ルート計画

5－4 地域版計画の特性

孤立集落が発生しうる地域の調整

□道路の被災リスクと、市町が把握する避難路情報等を重ねあわせ、孤立集落となりうる可能性のある地域を確認する。アクセスルート確保の可否等、市町や関係機関と緊密に協議を行い、調整を行う

地域ルート確保に向けた調整

□滋賀県域道路啓開計画より、人員・資機材の保有能力は、全体的に人員以外の資機材に余力がある状況となっているものの、滋賀県災害対策本部からの指示事項や地域毎の発動状況および被災状況を踏まえて、国、市町等の関係機関と緊密に協議を行い、地域ルートの確保に向けた調整を行う

市町との連携

□県内で大きな被害が発生した場合には、被災状況に応じて、市町の要請に基づき、県が市町に代わって市町道の啓開を行う



6. 啓開作業計画

6-1 基本事項

情報収集・連絡・連携

指示連絡系統

☐ 滋賀県域道路啓開計画の定めに従う

情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

☐ 滋賀県域道路啓開計画の定めに従う

☐ 指示連絡系統に関しては、上位計画である滋賀県域道路啓開計画の定めに従うことを基本とし、滋賀県庁内に設置される道路啓開一元化窓口にて各道路管理者からの情報を集約

☐ 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法に関しても指示連絡系統と同様、滋賀県域道路啓開計画の定めに従うことを基本とし、地域で対応可能な情報の収集に努める

■ 収集した情報と現地での啓開状況を踏まえ、道路啓開一元化窓口において啓開ルートの確認を行う

啓開作業計画

発災時の行動計画

☐ 滋賀県域道路啓開計画の定めに従う
(タイムラインを除く)

道路啓開の作業要領

☐ 滋賀県域道路啓開計画の定めに従う

道路啓開の手順

☐ 滋賀県域道路啓開計画の定めに従う

人員・資機材等の備蓄・調達計画

☐ 滋賀県域道路啓開計画の定めに従う

関係機関の役割分担

☐ 滋賀県域道路啓開計画の定めに従う

道路啓開担当割付

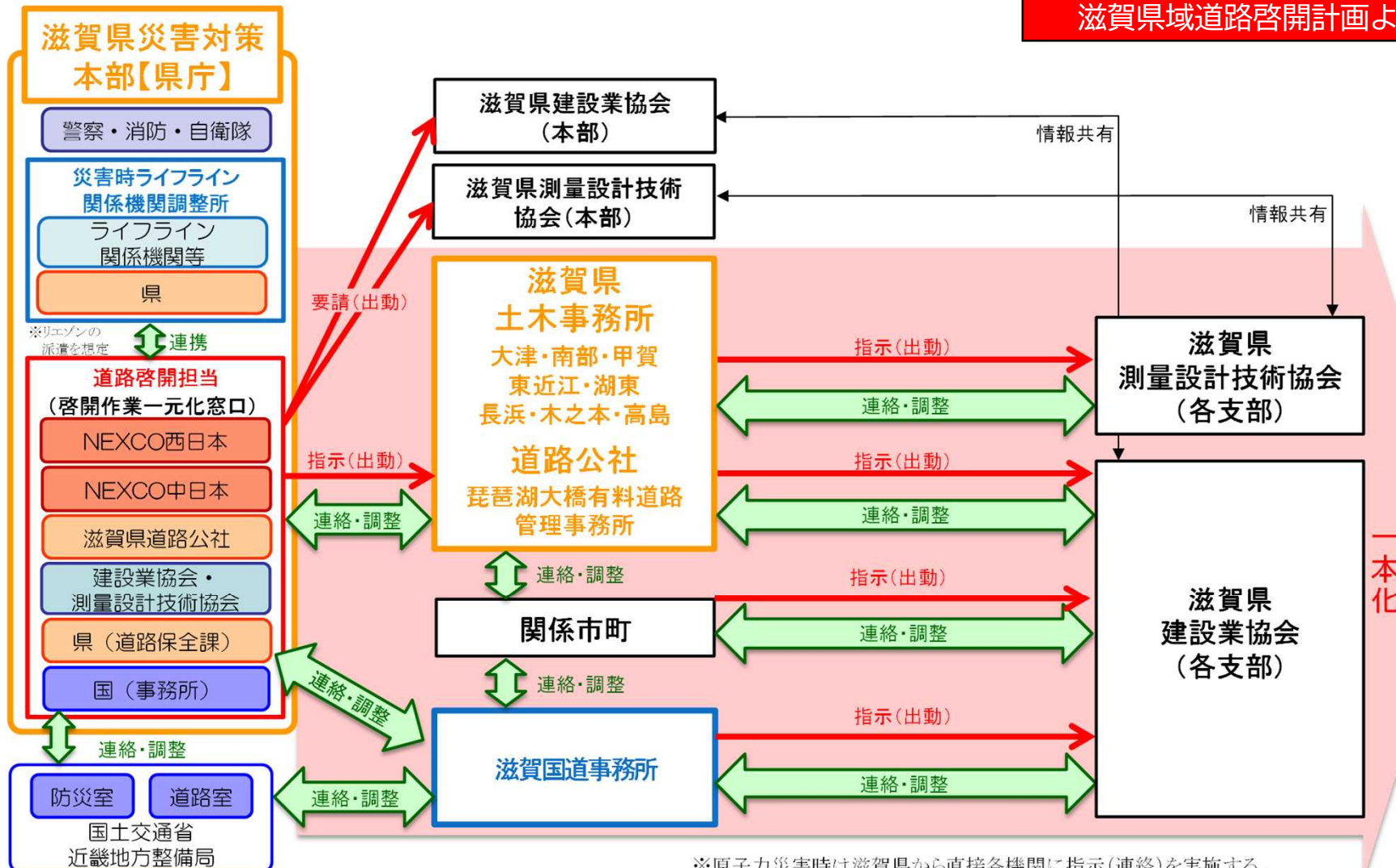
☐ 滋賀県域道路啓開計画の定めに従う



6. 啓開作業計画

6-1 基本事項 指示連絡系統(案) (県域計画)

滋賀県域道路啓開計画より

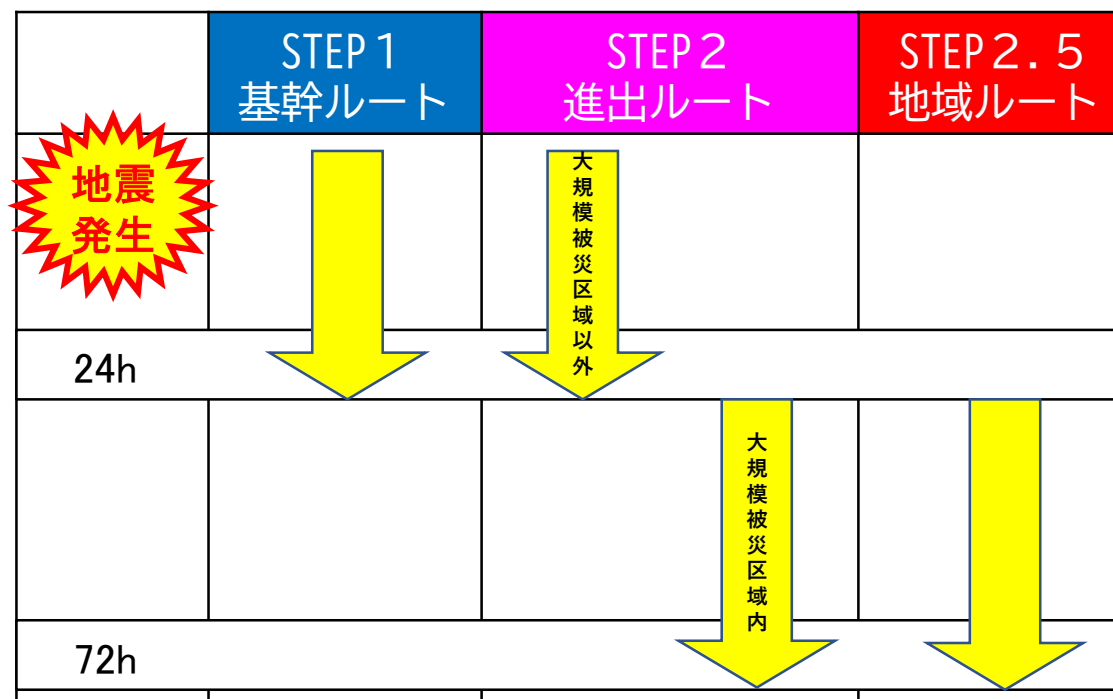


※原子力災害時は滋賀県から直接各機関に指示(連絡)を実施する。

6. 啓開作業計画

6-2 地域版計画

- 地域ルート of 道路啓開作業は、人命救助を優先にした啓開作業を除き、滋賀県域道路啓開に基づく啓開作業の後に実施
- 滋賀県域道路啓開計画により、人員・資機材の保有能力は、全体的に人員以外の資機材に余力がある状況を鑑み、地域毎の発動状況や被災状況も踏まえつつ、災対本部からの指示や国との調整結果に基づき、地域ルートの確保に注力していく検討



8. 継続的な取り組み

7-1 計画の見直し

➤計画の実効性を高めていくためには、滋賀県域道路啓開計画との連携・協力体制を構築するとともに、道路網の変化、主要拠点の移転・統廃合、継続的に実施する道路啓開訓練などを通じて地域版道路啓開計画を適宜見直していくことが必要

■滋賀県地域版道路啓開計画の見直しに向けた実施項目：

災害時の道路啓開活動の実効性向上に向けた継続的な取り組みとして、以下の3項目について実施する。

- ① 訓練の実施
- ② 周知・広報の実施

① 訓練の実施・道路網や拠点等の最新情報の収集

災害時に的確な情報共有や啓開活動を実現するため、「情報伝達訓練」「実動訓練」を実施
また、バイパス開通や拠点の移転などについても、適宜情報を収集

② 周知・広報の実施

道路啓開の関係機関との連携を図るため、情報の引継ぎ等実施
また、地域住民等に向けた情報共有のため、道路啓開に関する広報活動を実施

計画への反映

①②を踏まえ、滋賀県地域版道路啓開計画改定案を作成し、計画を適宜見直していく

8. 継続的な取り組み

7-2 道路啓開訓練

- 道路啓開活動に係る訓練は、「情報伝達訓練（机上訓練）」と「実動訓練」の2項目を基本とし、訓練実施後の振り返りを踏まえ、随時訓練内容を更新しながら継続的に実施していく
- 関係機関は、道路管理者・滋賀県建設業協会・滋賀県測量設計技術協会・警察・消防・電力会社・通信会社・自衛隊等とし、訓練実施により相互の連携強化を図る

■情報伝達訓練（机上訓練）

内容：被害状況確認、啓開指示系統等の確認、基幹・進出ルートの確保、区間指定の流れ確認 等

項目：被災状況の共有、災害対策基本法第76条区間指定、道路啓開方針(地域ルート)決定までの流れの確認

■実動訓練

内容：災害対策基本法に基づき、啓開ルート上の支障物件等の撤去訓練

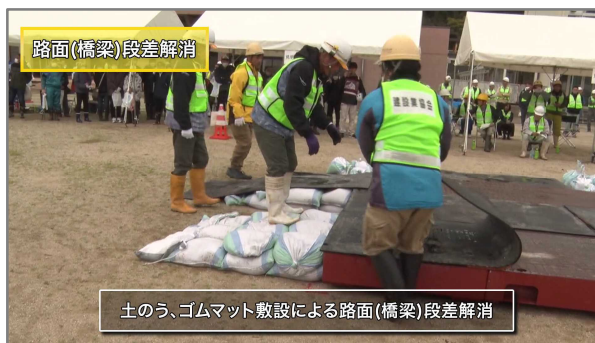
項目：UAVによる道路パトロール(被災状況の確認)、放置車両撤去、電気的安全措置、路面(橋梁)段差解消、土砂撤去、倒木撤去、電柱電線撤去、道路パトロール安全確認 等



<情報伝達訓練の様子>
(R6. 11. 16 高島市立朽木中学校グラウンド)>



バックホウによる放置車両撤去



路面(橋梁)段差解消

土のう、ゴムマット敷設による路面(橋梁)段差解消



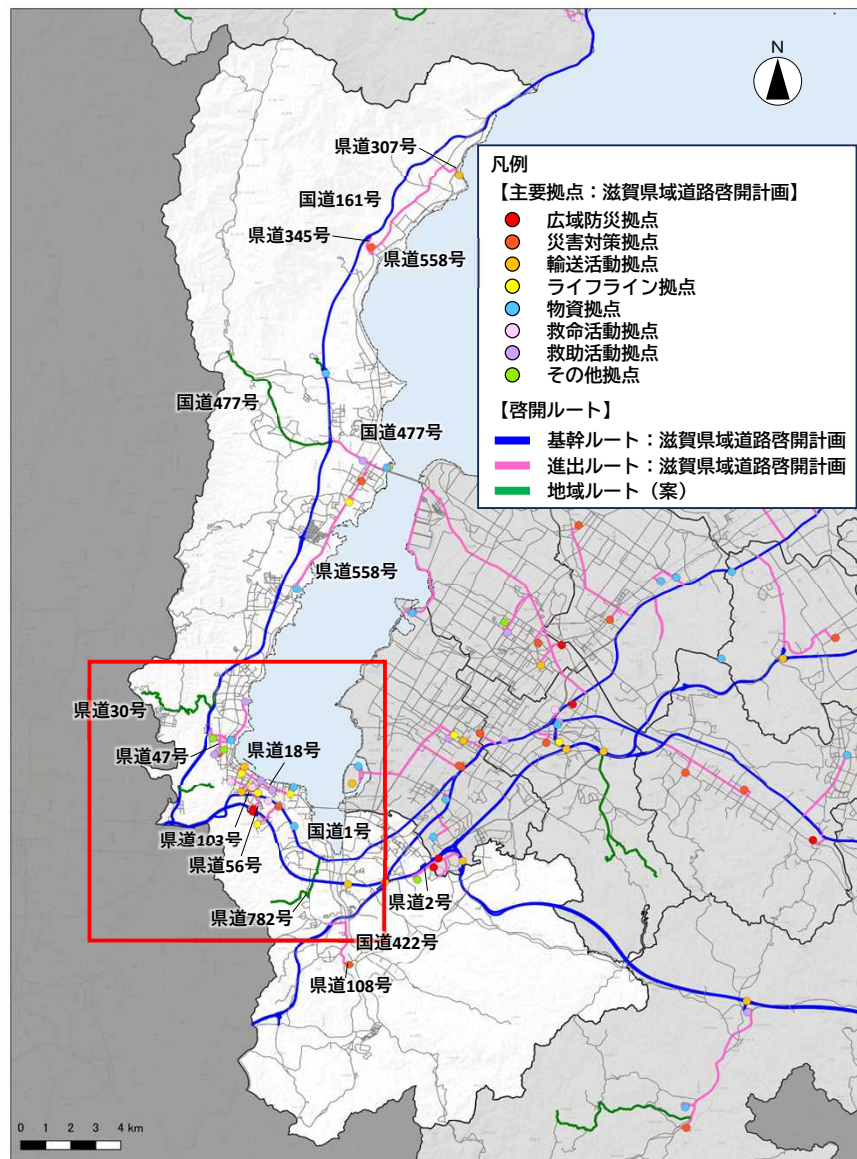
土砂撤去

バックホウによる土砂撤去作業

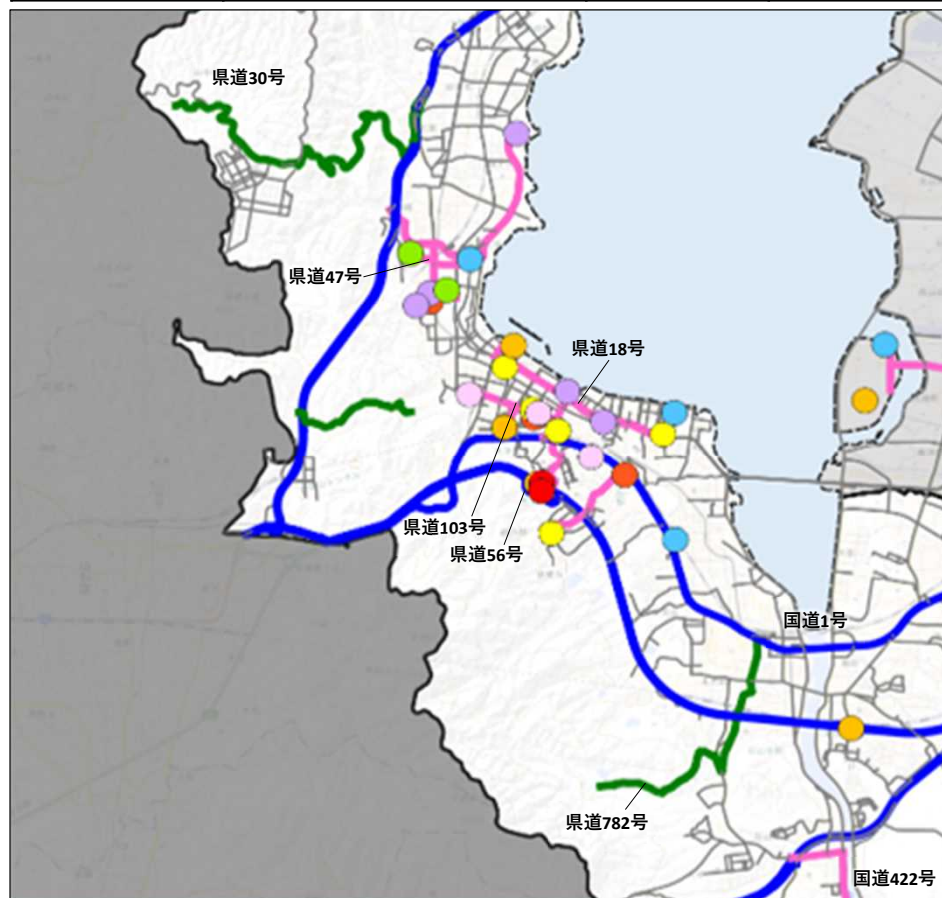
<実動訓練の様子>

(R6. 11. 16 高島市立朽木中学校グラウンド)>

□大津土木事務所管内



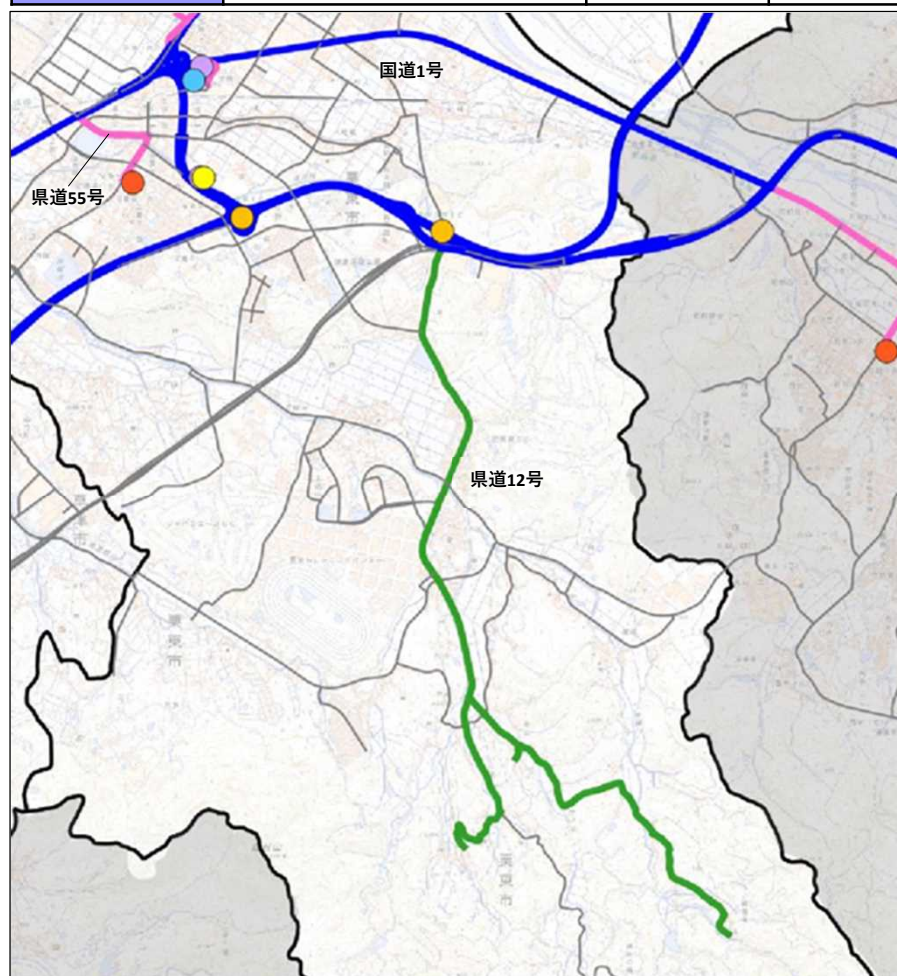
管理区分	地域ルート	路線数/延長	支部・企業数
県管理道路	国道477号 県道30号下鴨大津線 県道782号醍醐大津線	3路線/ 11.6 km	滋賀県建設業協会 大津支部 企業数：59社
その他管理道路	市道等	7.0 km	



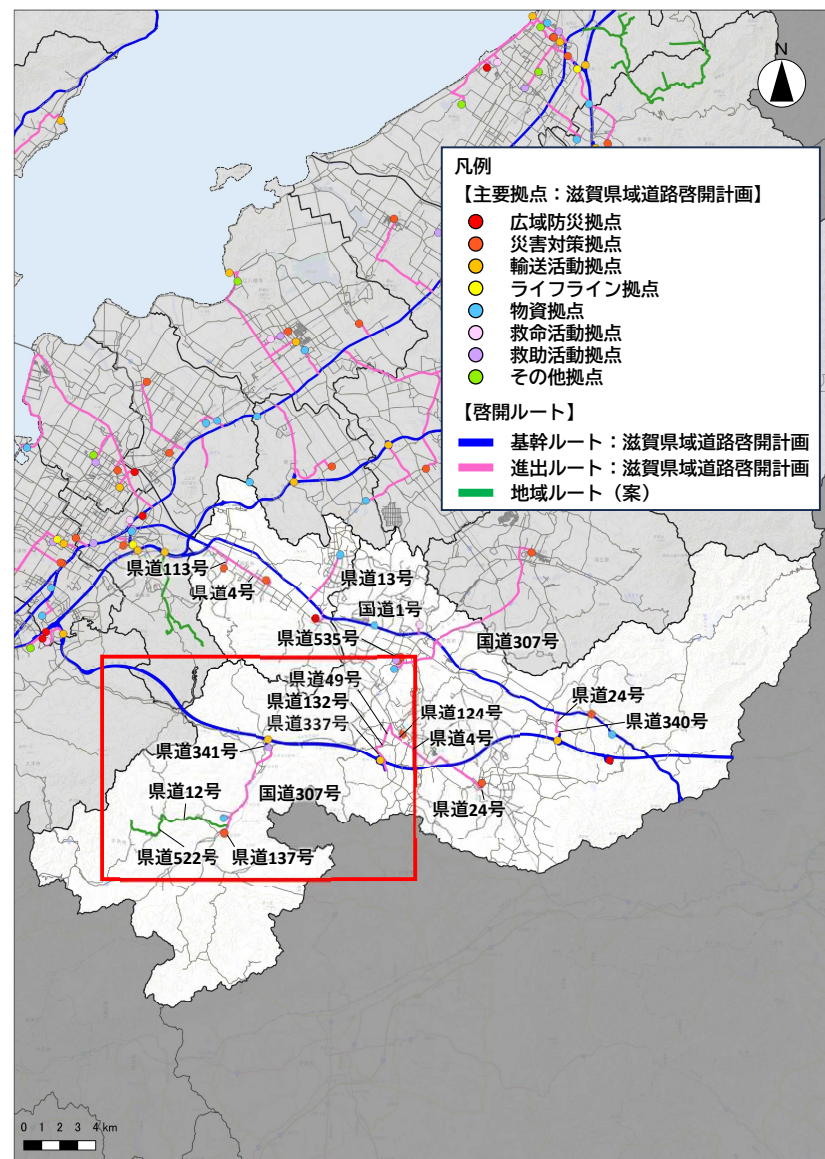
南部土木事務所管内



管理区分	地域ルート	路線数/延長	支部・企業数
県管理道路	県道 1 2 号栗東信楽線	1 路線/ 4. 5 km	滋賀県建設業協会 湖南支部 企業数：5 8 社
その他管理道路	市道等	3. 9 km	



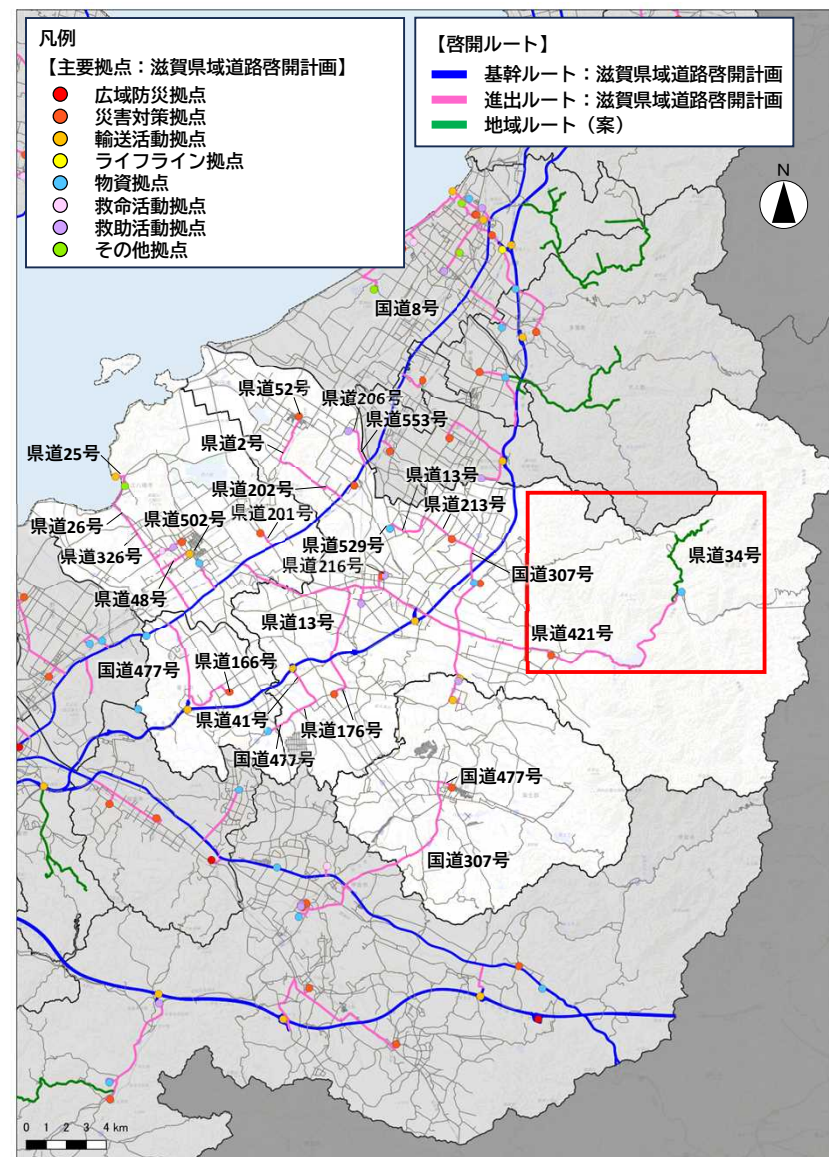
甲賀土木事務所管内



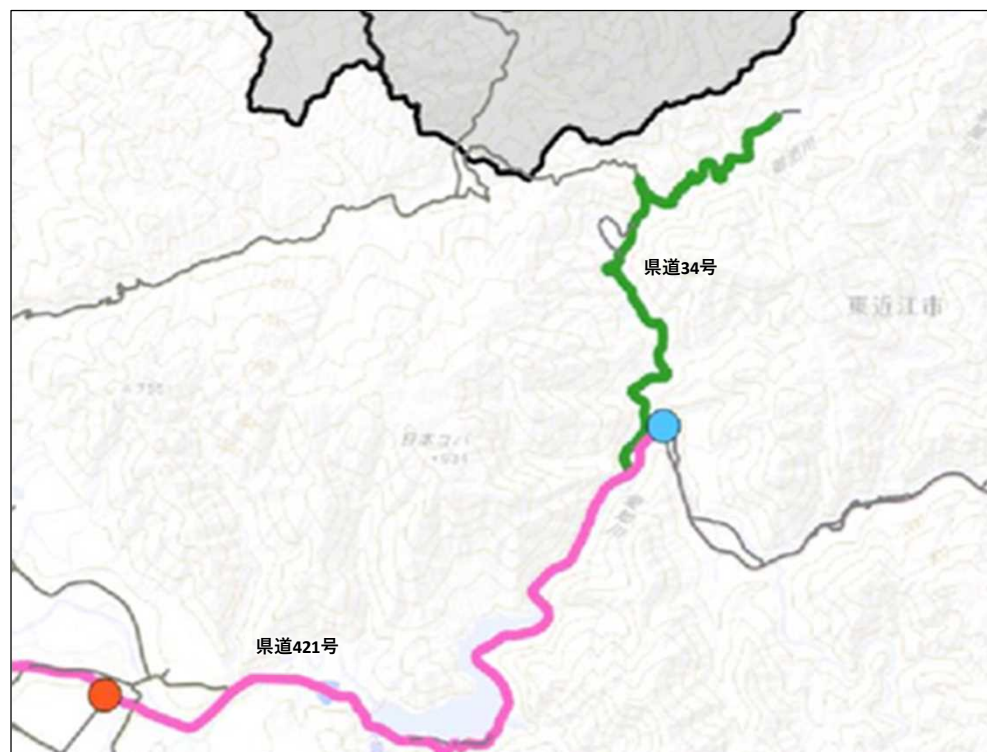
管理区分	地域ルート	路線数/延長	支部・企業数
県管理道路	県道12号栗東信楽線 県道522号線田代上朝宮線	2路線/ 7.1 km	滋賀県建設業協会 甲賀支部 企業数：52社
その他管理道路	市道等	0.4 km	



東近江土木事務所管内



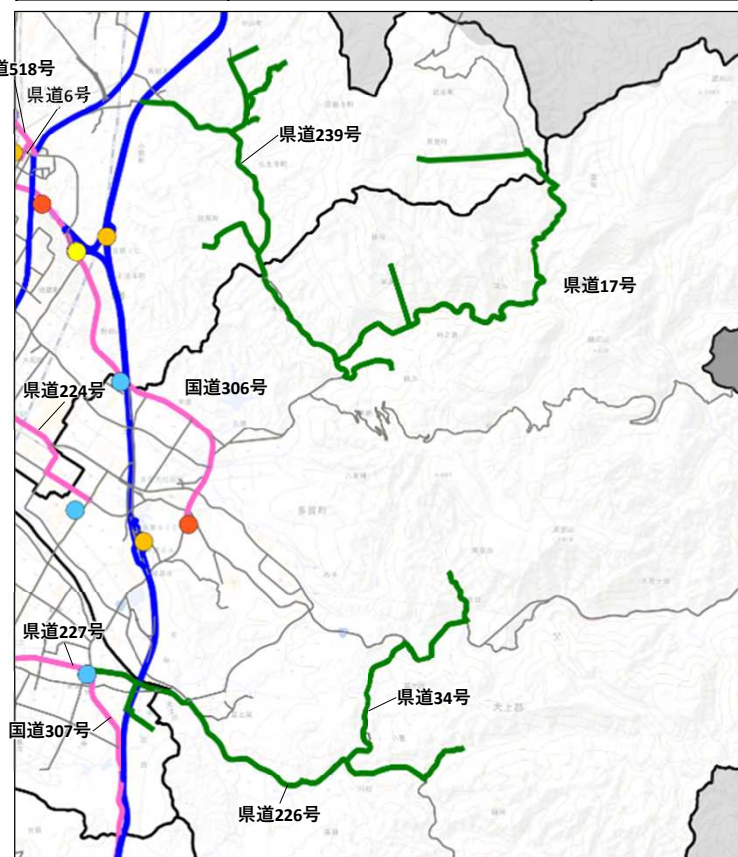
管理区分	地域ルート	路線数/延長	支部・企業数
県管理道路	県道34号多賀永源寺線	1 路線/ 4.5 km	滋賀県建設業協会 東近江支部 企業数：80社
その他管理道路	市道等	2.8 km	



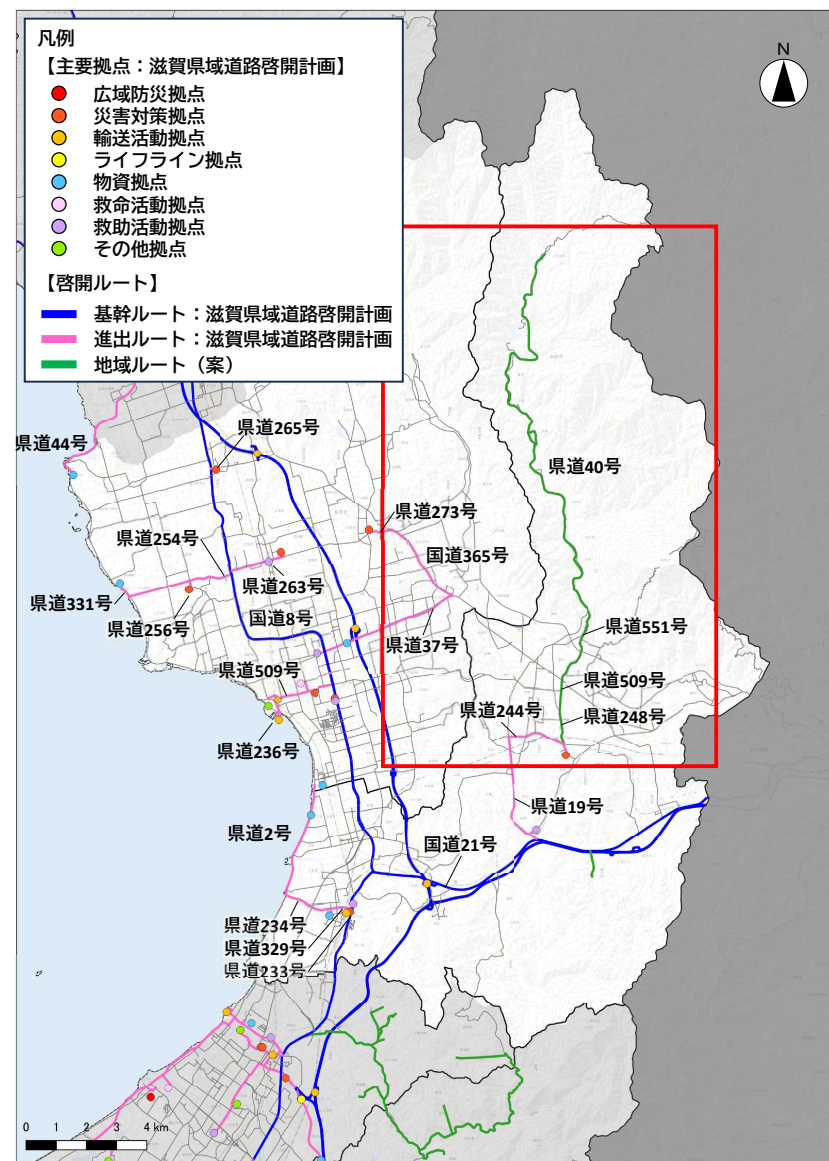
湖東土木事務所管内



管理区分	地域ルート	路線数/延長	支部・企業数
県管理道路	国道306号 県道17号多賀醒井線 県道34号多賀永源寺線 県道226号佐目敏満寺線 県道227号敏満寺野口線 県道239号水谷彦根線	6路線/ 23.1km	滋賀県建設業協会 彦根支部 企業数：55社
その他管理道路	市道等	10.0km	



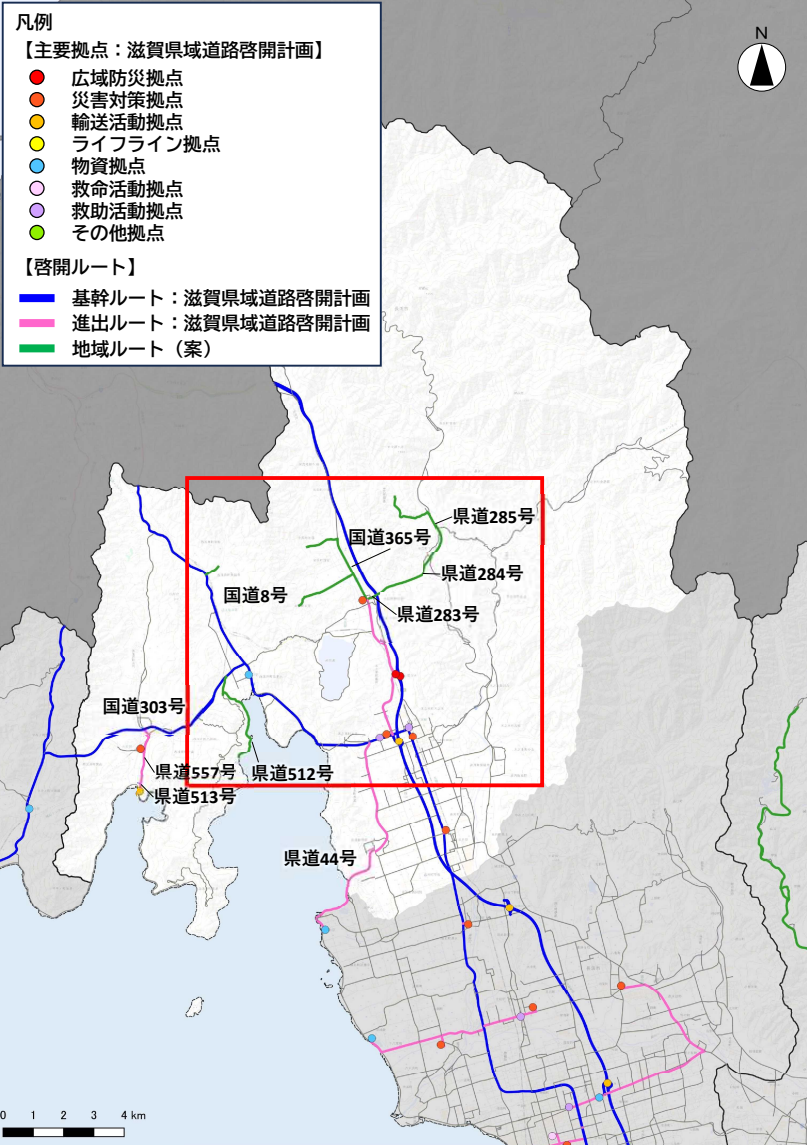
□長浜土木事務所管内



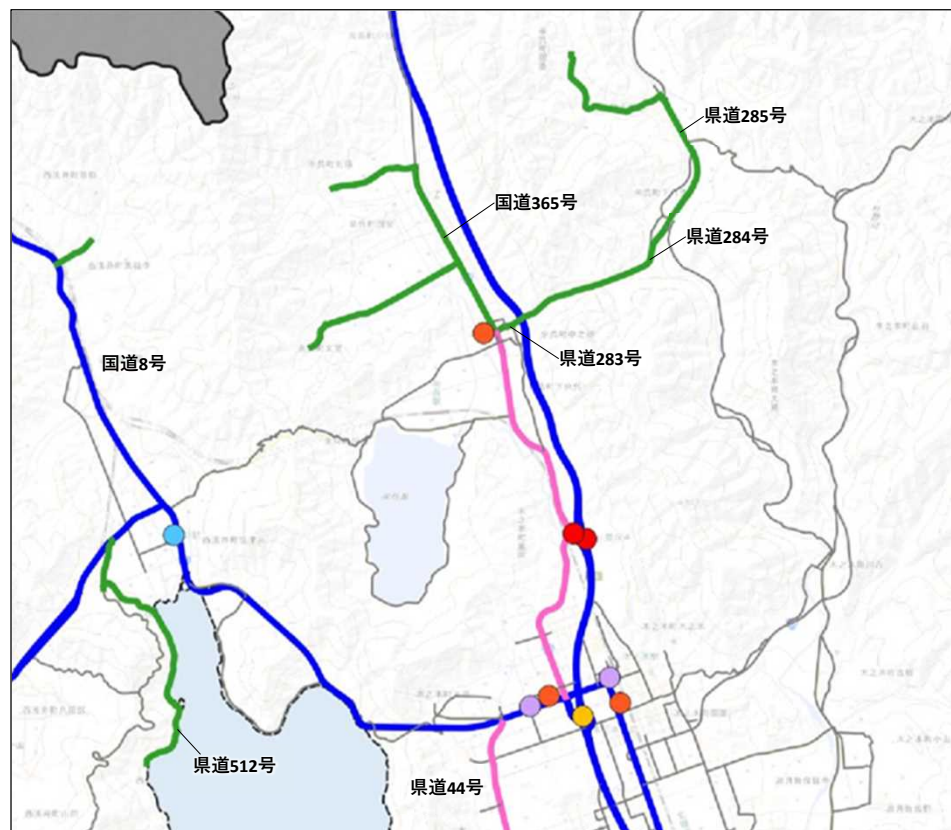
管理区分	地域ルート	路線数/延長	支部・企業数
県管理道路	県道40号山東本巢線 県道248号天満一色線 県道509号間田長浜線 県道551号山東伊吹線	4路線/ 18.6km	滋賀県建設業協会 長浜支部 企業数：59社
その他管理道路	市道等	3.6km	



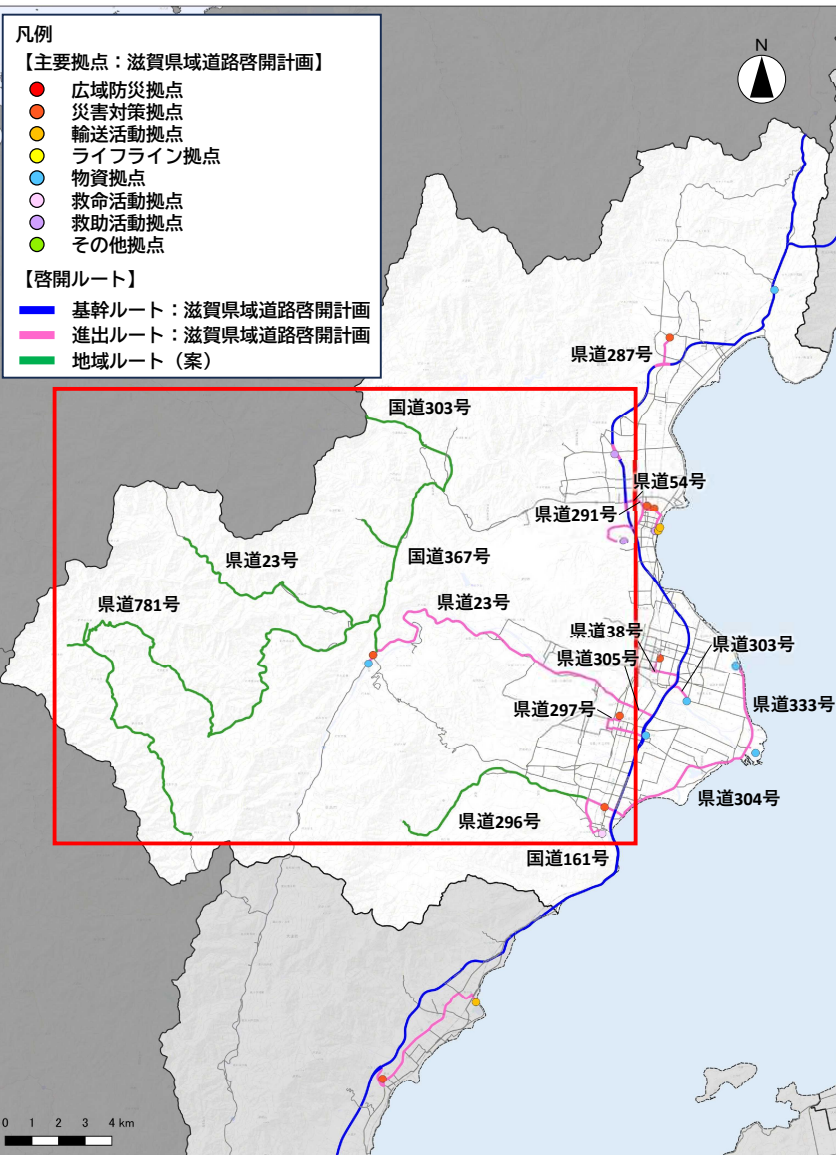
□長浜土木事務所木之本支所管内



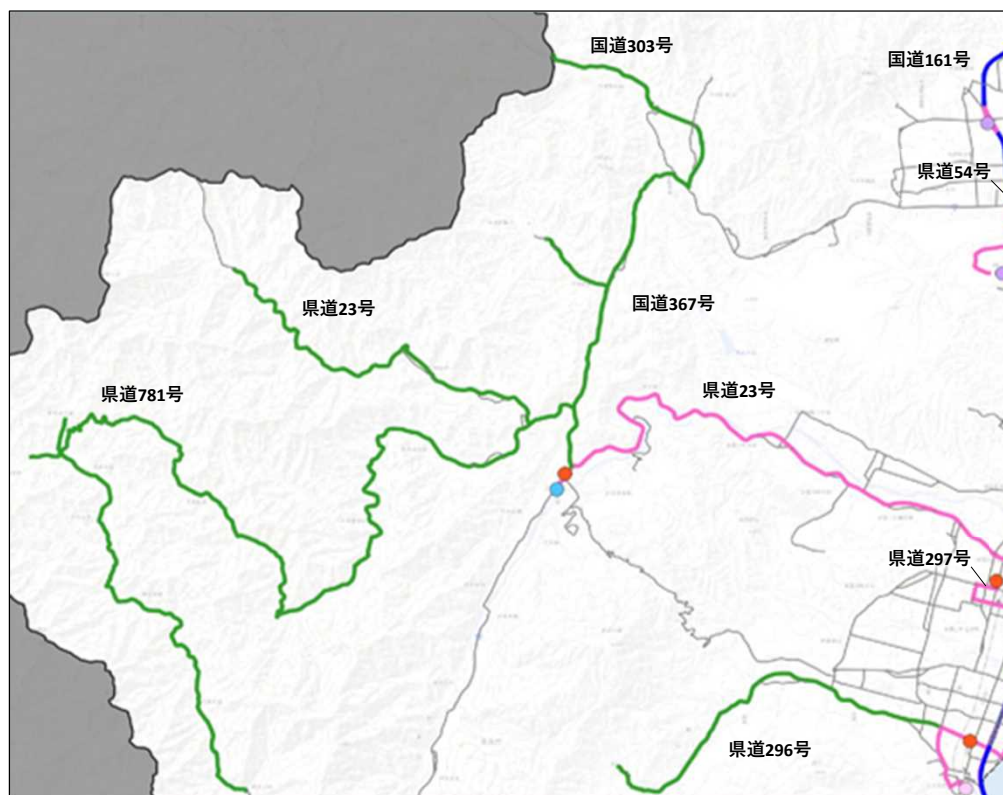
管理区分	地域ルート	路線数/延長	支部・企業数
県管理道路	国道365号 県道283号中之郷停車場線 県道284号杉本余呉線 県道285号中河内木之本線 県道512号葛籠尾崎塩津線	5路線/ 7.1 km	滋賀県建設業協会 伊香支部 企業数：17社
その他管理道路	市道等	8.5 km	



□高島土木事務所管内



管理区分	地域ルート	路線数/延長	支部・企業数
県管理道路	国道303号 国道367号 県道23号小浜朽木高島線 県道296号畑勝野線 県道781号麻生古屋梅ノ木線	5路線/ 61.9 km	滋賀県建設業協会 高島支部 企業数：55社
その他管理道路	市道等	3.6 km	



□関係法令

災害時における車両の移動

緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策を講じることができる。

■車両移動の根拠

（災害時における車両の移動等）

第七十六条の六

第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。一第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合二道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合三道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5～9 省略

□関係法令

国との連携

被害が甚大である場合において、知事の要請に基づき、道路法の適用による権限代行により、国土交通省が自治体に代わって本格復旧に着手することが可能。

■連携の根拠

道路法 第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

市町との連携

県内で大きな被害が発生した場合には、被災状況に応じて、市町の要請に基づき、県が市町に代わって市町道の啓開を行う。

■連携の根拠

道路法 第十七条（管理の特例）

8 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道（当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について維持（道路の啓開のために行うものに限る。）又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、前条並びに第二項及び第三項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる



関係資料

災害対策基本法に基づく 車両移動に関する運用の手引き

平成 28 年 10 月
滋賀県土木交通部道路課

目 次

1. はじめに	P 2
2. 災害対策基本法改正の趣旨	P 3
3. 災害時における車両等の移動	P 4
1) 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ	P 4
2) 道路啓開必要性の判断【 ① 】	P 6
3) 路線および区間の指定・指定の解除【 ②・⑧ 】	P 7
4) 県公安委員会への指定の通知	P 8
5) 指定道路区間の周知【 ③ 】	P 9
6) 運転者等への命令による移動【 ④ 】	P 12
7) 道路管理者による車両等の移動【 ⑤ 】	P 14
8) 土地の一時使用【 ⑥ 】	P 23
9) 道路管理者による損失補償【 ⑦ 】	P 26
4. 市町への指示について	P 29
参考－1 災害対策基本法（抄）	P 31
参考－2 災害対策基本法施行令（抄）	P 35
参考－3 施行通知	P 36
参考－4 道路法（抄）	P 45
参考－5 道路交通法（抄）	P 47
別紙－1 国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準	
別紙－2 災害対策基本法による土地の一時使用に対する補償（借地料） について（案）	
別紙－3 災害対策基本法第82条に基づく損失補償事務取扱要領	

関係様式（手引きより）

様式1 道路区間指定の様式例

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を（ 指定 ・ 廃止 ）する。

平成 年 月 日

滋賀県知事

路線名	区 間	延長 (m)	備考

※備考欄には「新規」、「継続」、「廃止」の別を記載する。

車両移動命令を行う際の発言案

- ・こちらは、滋賀県〇〇土木事務所の△△です。
- ・この道路は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- ・緊急通行車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側路肩に移動してください。

様式2 公安委員会への通知文書例

文 書 番 号
平成 年 月 日

滋賀県公安委員会 様

滋賀県知事

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく道路区間指定について

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通知します。

記

指定区間：県道〇〇線 〇〇～〇〇

指定理由：緊急車両の通行確保のため

担当：

電話

様式4 立て看板による周知例

災害発生

緊急車両の通行
のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇間は

通行止め

ご協力をお願いします

滋賀県〇〇土木事務所
連絡先：

様式7 車両の移動命令（文書）の例

平成 年 月 日

運転者各位

滋賀県知事

災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに指定区間外に移動するか車両を路肩に移動してください。

記

指定理由：緊急車両の通行確保のため

担当：滋賀県〇〇土木事務所
道路計画課
電話：



◆計画策定・改定履歴

年月日	主な内容
令和7年3月	滋賀県地域版道路啓開計画（案）の策定